北有馬坂下体育館利用者の皆様へ

南島原市社会体育施設体育館を利用する際の注意事項

■館内設備については、事前に十分に確認をし、特に消化設備・照明設備等へ直接ボール等が当たらないようにすること。

■利用した際に施設および設備を破損した場合には迅速に施設管理者に連絡すること。

■利用した際に施設および設備を破損した場合の修繕費については、全額利用者負担になること。

■利用者は、ゴミ等については必ず持ち帰ること。

■利用最後には、必ずフロアにモップをかけること。

南島原市教育委員会